

## 高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例（平成25年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分を示す証明書)

第2条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(指導)

第3条 条例第8条の規定による指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(緊急安全代行措置の手続)

第5条 条例第10条の規定により所有者等の同意を得る事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急安全代行措置の概要
- (2) 緊急安全代行措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に掲げる事項について所有者等の同意が得られたときは、同意書兼誓約書（様式第4号）の提出を受けるものとする。

(命令)

第6条 条例第11条第1項の規定による命令は、措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項の命令に係る法10条第4項の規定において準用する法第9条第2項に規定する通知書は、措置命令事前通知書（様式第6号）とする。

3 第1項の命令に係る法第10条第4項の規定において準用する法第9条第2項に規定する意見書は、措置命令に関する意見書（様式第7号）とする。

(命令の際に考慮すべき事項)

第7条 条例第13条第1号に規定する建築物が倒壊することが確実であると認められるかどうかの判断は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 屋根、小屋組、土台等の変形の状況
- (2) 基礎部分の損傷の程度
- (3) 傾斜の状況
- (4) 壁の損傷の程度
- (5) 腐食の有無

2 条例第13条第1号に規定する建築物の屋根ふき材、外装材、屋外に面する帳壁等が脱落することが確実であると認められるかどうかの判断は、次に掲げる物の損傷の程度を考慮して行うものとする。

- (1) 屋根ふき材
- (2) 外装材
- (3) 屋外に面する帳壁
- (4) 窓枠及び窓ガラス
- (5) 屋外階段、バルコニーその他これらに類するもの
- (6) 看板及び建築設備

(命令代行措置の手続)

第8条 第5条の規定は、条例第14条の規定による命令代行措置の手続に準用する。この場合において、第5条及び様式第4号中「緊急安全代行措置」とあるのは「命令代行措置」と、様式第4号中「(第5条関係)」とあるのは「(第8条関係)」と、「第10条第1項」とあるのは「第14条第1項」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

第 号	身分証明書
写 真 はり付け	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
上記の者は、高岡市空き家等の適正な管理に関する条例第7条の規定に基づき立入検査をする職員であることを証する。	
年 月 日	
	高岡市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

(裏)

高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第7条 市長は、法第12条第6項に定める場合のほか、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、空き家等に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号（第3条関係）

第 号

年 月 日

指 導 書

様

高岡市長



あなたが管理等をしている下記の空き家等について調査したところ、管理不全な状態にあるので、高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例第8条の規定に基づき、速やかに改善するよう指導する。

記

1 空き家等の所在地及び概況

所在地 高岡市

概 況

2 指導事項

3 改善期限 年 月 日（ ）

なお、改善措置に着手したとき又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号

年 月 日

勸告書

様

高岡市長



あなたが管理等をしている下記の空き家等について、年 月 日  
付け第 号指導書により指導したが、現在なお改善を要する状態と認められ  
るため、高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例第9条の規定に基づき、  
下記の措置を講ずるよう勧告する。

記

1 空き家等の所在地及び概況

所在地 高岡市

概況

2 勧告事項

3 改善期限 年 月 日（ ）

なお、改善措置に着手したとき又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡すること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

高岡市長

あて

申立人 住所

氏名

Ⓜ

電話番号

### 同意書兼誓約書

高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、私が所有・管理する下記の空き家等について高岡市長が緊急安全代行措置を講ずることに同意します。

また、当該緊急安全代行措置に際しては、下記の事項について責任を持って対処することを誓約します。

### 記

#### 1 空き家等の所在地

高岡市

#### 2 誓約の内容

(1) 当該緊急安全代行措置に係る費用は、措置完了後速やかに高岡市に納めます。

(2) 当該空き家等が今後危険な状態にならないよう、適正に管理します。

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

措 置 命 令 書

様

高岡市長



建築基準法第10条第3項の規定に基づき、下記の管理不全な状態にある空き家等に対し、下記の措置をとることを命ずる。

記

1 空き家等の所在地及び概況

所在地 高岡市

概況

2 命ずる措置

3 措置の完了期限 年 月 日

(教示)

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号

年 月 日

措置命令書事前通知書

様

高岡市長



建築基準法第 10 条第 4 項において準用する同法第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記の管理不全な状態にある空き家等について、下記のとおりあらかじめ通知します。

なお、同法第 10 条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、この措置命令書事前通知書の交付を受けた日から 3 日以内に、高岡市長に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

1 空き家等の所在地及び概況

所在地 高岡市

概況

2 命ずる措置

3 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

(2) 提出期限 年 月 日



様式第7号（第6条関係）

第 号

年 月 日

措置命令に関する意見書

高岡市長 あて

住所

氏名



年 月 日付け第 号の措置命令通知書について、建築基準法第10条第4項において準用する同法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

1 意見

2 証拠書類の提出の有無 有 ・ 無

※ 意見欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。